

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第6回総会

令和2年6月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年6月15日 午後1時58分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之

係 長 松 原 義 行

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

8番 後藤 益男 委員

9番 浅尾 日出夫 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第10号 農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1から3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現在、飯舘村から伊達市へ避難しておりますが、伊達市内にて農地を取得し営農している方です。

農地については、一体化しており有効活用可能農地です。

続けて、地区担当である 井浦 成晴推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明を受けておりますので、代読いたします。

整理番号1から3について、現地を確認してきました。

会 長

譲受人は、飯舘村から伊達市へ避難しておりますが、伊達市内でも農地を取得し営農を行っております。申請地では、桃が栽培されておりましたが、譲受後については、整地の上、梨の栽培を行う計画になってい

ます。

申請地までは車で10分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作するにあたって、整理番号1から3の農地を取得することで、一体化することになり効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農との農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転を議題といたします。議事参与の制限の関係で整理番号4、5までを先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号 農業経営基盤強化促進法 整理番号4、5（所有権移転）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

会 長

整理番号4につきまして、地区担当である 浅野 隆良推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明の報告を受けておりますので、代読いたします。

事務局

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、田として耕作している農地であり、引き続き水稻を栽培することで、経営規模の維持が図られると思われる。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も田として維持管理していくということなので、支障はないとのことでした。

続いて、整理番号5につきましては、地区担当である 羽根田 忠一 推進委員より現地調査の結果ならびに補足説明の報告を受けておりますので、代読いたします。

整理番号5について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、畑として耕作している農地であり、引き続き花卉花木を栽培することで、経営規模の維持が図られると思われる。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないとのことでした。

以上、桑折町長より決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号4、5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号4、5は、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号6、7については、6番 佐藤 親 委員が移転する者、移転を受ける者となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号6、7の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(6番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

整理番号6、7について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号 農業経営基盤強化促進法 整理番号6、7（所有権移転）朗読後、説明】】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号6、7につきましては、地区担当である 石幡 茂 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明の報告を受けておりますので、代読いたします。

整理番号6、7の申請地は、共に譲受人が以前から借り受けし、畑として耕作している農地であり、引き続き野菜を栽培することで、経営規模の維持が図られると思われまます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないとのことでした。

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号6、7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号6、7は、原案のとおり決定いたしました。

(6番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長 次に、利用権設定を審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第11号 農業経営基盤強化促進法 整理番号8から13 (利用権設定) 朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上、桑折町長から決定を求められた、整理番号7から13の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号8～13について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、整理番号 8 ～ 13 は、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、6 月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和 2 年第 6 回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時 15 分）



上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人